

基本条例条文・関連例規見直し 意見一覧

対象条項	関連条例、規則等	必要と思われる措置	現状の課題、問題点	想定される対応案	対応
1 前文	-	基本条例の見直し	前文は元々不要なもので、書くとすれば条例制定のバックボーンを書くものとする。 「また、議会は町民の意思を的確に把握し、…（注略）…政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。」の部分は条例本体に書かれているので重複する。	取る-不要。	前文の内容はこのままとし、変更等はしない。
2 第2条	-	基本条例の見直し	(4)の後段 「政策形成に反映」となっているが、町民の意見は政策形成だけに反映させるものではない。	「政策形成」を「議会活動」に変更。	現時点では「政策形成」の意味が明確ではない。文言を含め検討を要する。
3 第5条第1項	柴田町議会会議規則、柴田町議会自由討議実施要綱、柴田町議会運営に関する基準	基本条例の見直し	議員間討議は、会議、委員会、全員協議会で行う内容だが、現状は異なる。	現状に合わせるか、議員間討議のやり方を変更する。	基本条例の条文は改正しないが、自由討議、議員間討議の定義を定めた上で、現状の実施状況に合わせ自由討議実施要綱を改正する。
		関連例規の整備	議員全員協議会で実施されている議員間討議は、良いことと考えるが、多少の約束事を示す規定を設ける必要がある。 議会基本条例第5条（自由討議）を受けての柴田町議会自由討議実施要綱において、「議員間討議」のことについては触れられていない。 今後も議員間討議は課題等の協議に有効な手段と思われるので、整備を急ぐべきである。	柴田町議会自由討議実施要綱を改正するか、それとも、議員間討議の実施要綱を整備するかは協議を必要とするところである。	
		関連例規の整備	議員間討議について規定を設ける。	柴田町議会自由討議実施要綱を改正。	
4 第8条第1項	-	基本条例の見直し	委員会活動を重視して、提案、提言を実行する方策を組み込む。	(4) 政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。を「政策立案及び政策提言を行い、必要に応じて提言書により町政に反映させる」とする。	基本条例条文は変更しないが、委員会活動の充実については具体的手法も含め、次期行動計画策定時に検討する。
		基本条例の見直し	委員会活動を重視して、提案、提言を実行する方策を組み込む。	(5) として「予算及び（決算）の審議にあたっては所管項目を審議し、修正を求めることができる」を追加。	

対象条項		関連条例、規則等	必要と思われる措置	現状の課題、問題点	想定される対応案	対応
5	第9条第1項	-	逐条解説の修正	「積極的に情報を公開する」とあるが、情報とは何の意味か不明。	解説等で説明を。	逐条解説等で情報の捉え方を加えるか検討する。
6	第9条第2項	柴田町議会会議規則、柴田町議会委員会条例、柴田町議会傍聴規則	基本条例の見直し		「会議等は、原則公開とする。」を「会議等は、原則公開とし、非公開とする場合は会議で決める。」とする。	他条例等で規定されており、基本条例は変更しない。なお、傍聴関係の規定は全般的な見直しを次期行動計画に盛り込むことを検討する。
7	第9条	-	基本条例の見直し		第4項として「議会は、町民の信託に応え活動する。」を追加。	(前文を削除した場合の意見だったため却下)
8	第9条第1項	-	基本条例の見直し	ユーチューブを用いて議事を公開していることを明記する。タブレットは何年後になるか不明なのでまだ書かなくていいのでは。	(基本条例条文の見直し)	ユーチューブは「等」に含まれていると解釈し、このままとする。
9	第9条第1項	柴田町議会報発行規程、柴田町議会報編集要領	関連例規の整備	議会報発行規程第5条(編集の事務分担)において、編集するにあたっての権限が明記されていない。そのため文言を加筆すべきである。	柴田町議会報発行規程第5条の条文を「議会報の編集、発行に関する事項は、議会に設置する柴田町議会広報常任委員会(以下「委員会」という。)で分担するものとし、」の後に「主体性をもって編集する」の文言を追加する。	議会報編集要領に広報常任委員会の編集権に関する規定があるため、例規等の内容は変更しないが、要領の内容などについて議員間の認識を統一する。
				編集に対して権限(特に一般質問)がないため、委員会での担当者が、本人に確認しながら作業を行っている。	柴田町議会報発行規程を見直し、委員会の権限を追加。	
10	第11条	-	基本条例の見直し		条文中、「議会は、」の後に「町民からの信託に応え、」の文言を追加。	(前文を削除した場合の意見だったため却下)
11	第13条	柴田町議会会議規則、柴田町議会運営に関する基準	その他	一般質問で、町長や教育長の答弁が早く、聞き取りと再質問の準備が大変と異口同音に議員からは言われる。	執行部には何度も要請しているはずだが、今度は基本条例に規定できるようにすべきである。	議長を中心に執行部と調整する。 基本条例は変更しない。

対象条項	関連条例、規則等	必要と思われる措置	現状の課題、問題点	想定される対応案	対応
12 第16条	議会の議決すべき事件に関する条例、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項、柴田町議会運営に関する基準	その他	町長の専決処分は本会議で報告が行われ、質問があつて終わり。県議会では採決があり、事後承諾が必要のはず。また、確か九州地方の市で、市長が専決処分を乱発して問題になった。 現在も専決処分できる範囲が決められているが、それをもっと限定していた方がよいのではないか。	町長の専決処分指定事項の見直し、議決事件の拡大。	現在の運用で問題ないが、町長の専決処分指定事項の内容については改めて検討する。
13 第17条	-	基本条例の見直し	第17条は第2条の重複。	(基本条例の見直し)	2条と17条について内容の整理と検討を行う。
14 第27条	-	基本条例の見直し	第1項条文中 「2年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証する。」→①4年ごとに条例の内容を検証する。②検証は議会運営委員会の方針を決め、全議員の合議において決する。	(基本条例の見直し)	現状のままとし、変更はしない。
15 その他	-	その他	議会改革について基本条例の検証をもとに進めているが、この前の議員間討議を生かして、もっと具体化→実施すべきでは。		現状のままとし、変更はしない。
16 追加		基本条例の見直し、逐条解説の修正、関連例規の整備	「ICTの積極的活用」タブレット・ユーチューブの活用について条項を追加。  今後のタブレットやSNSの導入、ユーチューブの活用拡大などを見込み、「ICTの積極的活用」の条項を追加する。	第8章（議会及び議会事務局等の体制整備）にICTの積極的活用を追加。  柴田町議会基本条例第8章（議会及び議会事務局等の体制整備）にICTの積極的活用の条項を追加し、関連規定を整備する。	次期行動計画策定時にタブレット導入については検討する。基本条例・関連例規はタブレット導入後に検討する。

対象条項	関連条例、規則等	必要と思われる措置	現状の課題、問題点	想定される対応案	対応
17 追加		基本条例の見直し、逐条解説の修正、関連例規の整備	東日本大震災の経験をもとに柴田町議会災害対策行動マニュアルについては、再度全議員への理解を深めるとともに、先進地の事例などを参考に災害時の議会の行動に活用できるような内容を再検討します。	柴田町議会災害対策行動マニュアルの実効性を発揮するため、同マニュアル第2項「行動原則」及び第4項「行動基準」に基づき、柴田町議会議員の安否確認訓練を実施する。訓練は、陸上自衛隊の震災対処訓練である「みちのくアラート」前段訓練へ柴田町として参加するため、柴田町議会もこれに合わせて安否確認訓練を実施する。	条例等の変更はなし。災害時の議会、議員の行動については再度全議員に周知し共通理解を図る。